

令和 年 月 日

年 組 さん

保護者 様

十日町市立松代中学校

校長 村山 裕之

出席停止のお知らせ

お子さんがかかった感染症は、学校保健安全法により出席停止となります。十分な休養と、他の児童生徒への感染拡大を防ぐための措置となります。そのため、この期間は欠席扱いにはなりません。

なお、登校する際には、以下の登校許可証明書を主治医より記入していただき、学校にご提出ください。

登校許可証明書

十日町市立松代中学校 年 組 氏名

1 診断年月日 令和 年 月 日

2 診断名（該当するものに○をつけてください。）

- | | | |
|-------|-------------|------------------|
| ・百日咳 | ・麻疹 | ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） |
| ・風しん | ・水痘（みずぼうそう） | ・咽頭結膜熱 |
| ・結核 | ・髄膜炎菌性髄膜炎 | |
| ・その他（ | | ） |

学校保健安全法の規定により出席停止となっていましたが、出席停止の期間を終えて体調も回復しましたので、 月 日より登校しても差し支えありません。

学校長 様

令和 年 月 日

医療機関名

【学校保健安全法に示されている出席停止の基準】

令和 5 年 5 月 8 日現在

	疾 病 名	出席停止の基準
第 一 種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱 痘そう，南米出血熱，ペスト，ラッサ熱 マールブルグ病，急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア，重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群，特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第 二 種	インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を 1 日として）5 日 を経過し，かつ解熱した後 2 日を経過するま で
	新型コロナウイルス感染症	発症した後（発症の翌日を 1 日として）5 日 を経過し，かつ症状が軽快した後 1 日を経過 するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切 な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した 後 5 日を経過し，かつ全身症状が良好になる まで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱，咽頭炎，結膜炎などの主要症状が消退 した後 2 日を経過するまで
	結核，髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めら れるまで
第 三 種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染 症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎， 急性出血性結膜炎 その他感染症（※） 感染性胃腸炎，マイコプラズマ感染症溶 連菌感染症，伝染性紅斑（りんご病）R S ウイルス感染症，単純ヘルペスウイルス 感染症，带状疱疹，手足口病 ヘルパンギーナ，伝染性膿痂疹（とび ひ），伝染性軟属腫（水いぼ），疥癬（かい せん），皮膚真菌症	病状により学校医その他の医師において感 染のおそれがないと認めるまで <u>※その他感染症は，必ずしも出席停止になる ものではありません。診断されましたら， 学校に連絡していただき，確認をお願いし ます。</u>